

○高岡市職業訓練センター条例施行規則

平成17年11月 1 日

規則第140号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市職業訓練センター条例(平成17年高岡市条例第162号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 高岡市職業訓練センター(以下「訓練センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 訓練センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により、高岡市職業訓練センター(以下「センター」という。)の利用許可を受けようとする者は、利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、訓練センターの利用を許可したときは、利用許可書を交付するものとする。

(利用の取消し及び変更)

第4条 訓練センターの利用の許可を受けた者は、その利用を取り消し、又は変更しようとするときは、利用取消(変更)許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(特別の設備等の許可申請)

第5条 条例第10条の規定により、特別の設備又は訓練センターの施設等の変更の許可を受けようとするときは、特別設備等許可申請書を提出しなければならない。

(遵守事項)

第6条 訓練センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けないで、物品の販売その他の商行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所で火気を使用し、又は飲食若しくは喫煙をしないこと。
- (3) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を提示し、又は配付しないこと。
- (4) 特定の政治的、宗教的活動をしないこと。
- (5) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、訓練センターの秩序維持及び管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の高岡市職業訓練センター条例施行規則(昭和48年高岡市規則第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月22日規則第203号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○高岡市ふれあい福祉センター条例施行規則等の一部を改正する規則(平成17年12月22日規則第203号)抄

(高岡市職業訓練センター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第23条 この規則の施行の日の前日までに、改正前の高岡市職業訓練センター条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の高岡市職業訓練センター条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月22日規則第203号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。
